

一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定歯科衛生士制度施行細則

(目的)

第1条 一般社団法人日本口腔リハビリテーション学会認定歯科衛生士制度規則（以下「規則」）に定めた事項以外については、本施行細則に基づき運営する。

2. 認定委員は、顎口腔機能のリハビリテーション、摂食・嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関して専門的知識を有する会員の中から理事長が委嘱する。

(申請書類)

第2条 規則第3条を満たし、認定歯科衛生士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に申請料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定歯科衛生士申請書（様式 1-1）
- (2) 履歴書（様式 1-2）
- (3) 日本国歯科衛生士免許証（写）
- (4) 学会員証明書（様式 1-3）
- (5) 学会の学術大会又は研修セミナー（講習会）参加を証明する書類（様式 1-4）
- (6) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食・嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する発表又は業績を証明する書類（様式 1-5-1、1-5-2）

(資格の更新)

第3条 認定歯科衛生士の資格更新にあたっては、別に定める単位の取得が必要となる。

2. 認定歯科衛生士の資格を更新しようとする者は、更新書類に更新手数料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

(申請料)

第4条 規則第4条及び第7条に定める申請料等は次の各号に定める。

- (1) 認定申請料 10,000円
- (2) 登録料 10,000円
- (3) 更新手数料 10,000円

第5条 前条に定めた既納の申請料等は、いかなる理由があっても返却しない。

(研修単位)

第6条 認定歯科衛生士の更新に必要な5年間の研修単位は、30単位以上とし、単位配分は下記の通りとする。ただし、学会の学術大会または研修会等参加の合計20単位を含むものとする。

学会の学術大会参加	10単位
学会の研修会等参加	10単位
学会の学術大会発表（展示を含む）	20単位
症例報告1例	5単位
学会誌論文掲載	20単位
他学会参加及び論文掲載 （本学会が認めるものに限る）	5単位

(暫定期間)

第7条 附則第1条に規定する暫定期間とは、平成18年1月1日から平成29年12月31日までとする。

(暫定制度)

第8条 暫定期間においては、次の各号すべてを満たすものに限り、暫定制度の下で認定歯科衛生士として認定する。

- (1) 日本国歯科衛生士免許を有すること。
- (2) 顎口腔機能のリハビリテーション、摂食・嚥下、咀嚼、口腔機能育成、口腔ケア等に関する臨床経験を有すること。
- (3) 学会員であること。
- (4) 学会の学術大会または認定医研修セミナー等に1回以上参加していること。
- (5) 5年以上の臨床経験を有すること。

(補 則)

第9条 この細則を改正する場合は、認定委員会の議を経て理事会の承認を必要とする。

(附 則)

第10条 この細則は、平成20年9月20日に制定し、平成18年1月1日から施行する。

平成24年10月27日 改正

平成26年8月10日 改正

平成29年4月23日 改正